

脱炭素先行地域評価委員会 設置要綱

制定令和4年1月14日
環政計発第2201141号
改正令和4年7月27日
環地域事発第2207271号
改正令和5年3月27日
環地域事発第2303271号

1 趣旨

「地域脱炭素ロードマップ」(2021年6月9日 国・地方脱炭素実現会議決定)及び「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)では、地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することにより、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素(地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上)の実現の姿を示し、全国に広げるとされたところである。

脱炭素先行地域の選定に際し、専門的な見地から、地方公共団体から応募のあった脱炭素先行地域の計画提案の内容及び実現可能性等の評価を行うとともに、選定された脱炭素先行地域の進捗評価や最終評価を行うため、「脱炭素先行地域評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

2 評価委員会の構成等

- (1) 評価委員会は学識経験のある者のうちから地域脱炭素推進審議官が委嘱した者をもって構成する。
- (2) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、再任されることができる。
- (4) 座長は委員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。
- (5) 座長が委員以外の者の助言等が必要と認める場合には、委員以外の者を協力者に指名することができる。

3 専門委員

- (1) 評価委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- (2) 専門委員は、学識経験のある者のうちから、評価委員会の意見を聴いて、地域

脱炭素推進審議官が委嘱する。

4 評価委員会の運営等

- (1) 評価委員会は、必要があると認めるときは、地方公共団体等関係行政機関に対して、資料の提出、意見聴取、その他必要な協力を求めることができる。
- (2) 評価委員会の議事は、個別事業の評価や関係する個別企業の活動・技術等に関わる内容も含まれることから非公開とするが、座長の判断により公開とすることができる。なお、会議終了後、議事要旨を作成し公表する。
- (3) 応募のあった案件又は選定された案件と利害関係のある委員は当該地域に関する評価に参加することができない。
- (4) 評価委員会において評価を行う際、委員は、応募書類、評価等に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (5) (3) 及び (4) の規定は、専門委員について準用する。
- (6) 評価委員会の円滑な運営を支援するため、環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課に事務局を置く。
- (7) この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。